

# 入院医療の評価のあり方について

## 第1 特殊疾患療養病棟入院料について

### 1 現状

(1) 特殊疾患療養病棟等<sup>※1</sup>は主として長期にわたり療養が必要な重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者または神経難病患者が入院するための病棟である。

※1 特殊疾患療養病棟入院料は病棟単位の入院料であるが、同様な目的を持つものとして、病室単位で算定される特殊疾患入院医療管理料がある。

(2) 平成18年度改定において、療養病床における特殊疾患療養病棟入院料は療養病棟入院基本料への医療区分の導入に伴って廃止された。当該入院料を算定していた療養病床が、療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換する場合は、経過措置が設けられている(参考資料2頁)。

(3) また、一般病床及び精神病床についても、経過措置を設けた上、平成20年3月31日限りで廃止されることとなっており、その届出医療機関数及び病床数は減少傾向にある。

### 特殊疾患療養病棟・届出数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
特殊疾患療養病棟1	医療機関数	85	144	172	181	114
	病床数	5,405	8,385	9,430	9,873	6,386
特殊疾患療養病棟2	医療機関数	102	200	246	271	190
	病床数	7,406	13,282	15,434	17,140	12,490

注) 各年7月1日現在における数値。

## 2 診療報酬上の評価

### A309 特殊疾患療養病棟入院料（1日につき）

#### 1 特殊疾患療養病棟入院料 1 1,943点

当該病棟の入院患者数の概ね8割以上が、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者。

#### 2 特殊疾患療養病棟入院料 2 1,570点

当該病棟の入院患者数の概ね8割以上が、重度の肢体不自由児（者）等の重度の障害者で、上記入院料1の条件にあてはまらない者。

## 3 調査の結果

### (1) アンケート調査の結果

ア 特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定する届出医療機関に対するアンケート調査によると、施設によって入院患者の病態等が異なっていた。

イ 特に、肢体不自由児（者）施設等<sup>※2</sup>では、筋ジストロフィー及び脳性麻痺の患者が多く、また、その患者数が全患者数に占める割合は高い（参考資料：6頁図表1、7頁図表2）。一方、肢体不自由児（者）施設等以外の医療機関では、脳出血及び脳梗塞の患者が多く、また、その患者数の全患者数に占める割合が高い場合が見られる等、疾患の構成に違いがあった（参考資料 6頁図表1、7頁図表2）。

※2 児童福祉法に規定する肢体不自由児及び重症心身障害児施設、又は同法に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの。

ウ 肢体不自由児（者）施設等では、退院の見通しが立たない患者が多く、また、その数が全患者数に占める割合は非常に高い（参考資料 7頁図表3、8頁図表4）。

## (2) その他

日本療養病床協会の調査によると、参考資料 1 の経過措置の患者については、平成 19 年 7 月現在でも約 6 割の患者が引き続き入院している。

(参考資料 9 頁 図表 5 - 2)

## 4 論点

- (1) 肢体不自由児（者）施設等以外の医療機関では、脳梗塞等に伴う障害をもつ患者の割合が高く、医療ニーズの低い患者が多い場合もあると推測される。このため、本来担うべき対象を明確にする等、現在の基準の見直しを行った上で、必要な医療機関については特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料の算定を継続することとしてはどうか。
- (2) 平成 18 年度に廃止された療養病床における特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料を算定していた患者に係る経過措置（現行平成 20 年 3 月 31 日まで）について、対象とする疾患を明確にした上で、患者の看護のため手厚い看護配置を行っている病棟に入院している患者については、更に延長することとしてはどうか。

## 第2 障害者施設等入院基本料について

### 1 現状

- (1) 平成12年度の改定において、長期療養が必要で、かつ医療処置を頻繁に行わなければならない障害者や難病患者等に係る医療を確保するため、平均在院日数を施設基準の要件としない障害者施設等入院基本料が導入された。
- (2) 障害者施設等入院基本料の届出医療機関数及び病床数は、導入時から増加傾向にあり、特に平成18年以降は大幅な増加傾向となっている。

#### 障害者施設等の届出数推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
医療機関数	236	298	389	462	590	750
病棟数	518	594	775	841	1,187	—
病床数	22,974	26,579	32,299	36,165	44,693	55,702

注1) 平成18年までは各年7月1日現在の数値。

注2) 平成19年は5月1日現在の数値であり、病棟数は調査を行っていないため不明。

## 2 診療報酬上の評価

### A106 障害者施設等入院基本料(1日につき)

- 1 10対1入院基本料 1,269点
- 2 13対1入院基本料 1,092点
- 3 15対1入院基本料 954点

障害者施設等入院基本料とは、次の各号いずれかに該当する病棟において算定される。

号	該当する施設	入院患者の構成	看護基準
イ	児童福祉法に規定され、厚生労働大臣の指定する以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肢体不自由児施設</li> <li>・ 重症心身障害児施設</li> <li>・ 国立高度専門医療センター</li> <li>・ 国立病院機構の設置する医療機関</li> </ul>	—	—
ロ	上記イに定めたもの以外	以下の患者を概ね7割以上入院させていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の肢体不自由児(者)<sup>※3</sup></li> <li>・ 脊髄損傷等の重度障害者<sup>※4</sup></li> <li>・ 重度の意識障害者</li> <li>・ 筋ジストロフィー患者</li> <li>・ 難病患者等</li> </ul>	10:1以上 (看護補助者を含む。夜勤時は看護職員1を含む2以上)

※3 身体障害者福祉法施行規則・別表第5号における肢体不自由の1,2級に該当する範囲

※4 当該疾病の後遺症として※3と同程度と判断されるもの

### 3 アンケート調査の結果

- (1) 障害者施設等入院基本料の届出医療機関に対するアンケート調査によると、医療機関によって入院している患者の病態等が異なっていた。
- (2) 特に、肢体不自由児（者）施設等<sup>※5</sup>では、筋ジストロフィー及び脳性麻痺の患者が多く、また、その数が全患者数に占める割合は高い。一方、肢体不自由児（者）施設等以外の医療機関では、脳梗塞及び脳出血の患者が多く、また、その数が全患者数に占める割合が高い場合が見られる等、疾患の構成に違いがあった。（参考資料 1 1 頁 図表 6）  
※5 児童福祉法に規定する肢体不自由児及び重症心身障害児施設、又は同法に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するもの。
- (3) 肢体不自由児（者）施設等では、退院の見通しが立たない患者が多く、また、その数が全患者数に占める割合は非常に高い（参考資料 1 1 頁 図表 7）。
- (4) 平成 19 年度に新たに障害者施設等入院基本料を算定した病棟は、療養病棟からの転換が最も多く、当該病棟に入院していた患者のうち約 6 割の患者が脳梗塞及び脳出血であった（参考資料 1 2 頁 図表 8）。

### 4 課題

- (1) 障害者施設等入院基本料の対象患者は、本来であれば手厚い医療が必要である障害者や難病患者等を想定していたところ。しかし肢体不自由児（者）施設等以外の医療機関では、脳梗塞等に伴う障害を持つ患者の割合が高く、医療ニーズの低い患者が多い場合もあると推測される。
- (2) 療養病床に対して医療区分を導入したことに伴い、平成 18 年度以降療養病棟から障害者施設等入院基本料を算定する病棟への転換が進んでいるが、当該入院患者の多数は慢性期の療養の対象と考えられる。

## 5 論点

障害の程度だけではなく、医療の内容から本来対象とすべき疾患を明確にする等、現在の基準の在り方を見直してはどうか。